



本木恵美子

6栄議第31号3
平成26年12月25日

飯山聴覚障害者協会
会長 本木匡弘様

長野県栄村議会
議長 福原和



請願の審査結果について (通知)

平成26年11月22日付で提出されました請願書につきまして、平成26
年第4回(12月)栄村議会定例会において審査を行いました。

その結果、下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

記

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 1、件名 | 手話言語法等の制定を求める請願書 |
| 2、審査結果 | 採択(平成26年12月18日可決) |
| 3、意見書の提出日 | 平成26年12月25日(別紙 意見書のとおり) |
| 4、意見書の提出先 | 衆議院議長・参議院議長
内閣総理大臣・長野県知事 |

手話言語法等制定を求める意見書

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
長野県知事

町村信孝様
山崎正昭様
安倍晋三様
阿部守一様

平成26年12月25日

長野県栄村議会
議長 福原和人

2006年(平成18年)12月に国連総会において採択され、2014年(平成26年)1月に日本でも批准がなされた障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること、並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進する。」ことを目的とし、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

同条第2条では、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、また、2011年(平成23年)8月に改正された障害者基本法の第3条第3項では、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定めている。

このように、障害者権利条約と障害者基本法で、手話が言語と認められ、意思疎通支援の形態が広がったが、具体化を定めた法律がない。

言語に手話が含まれると、ろう学校教育で手話の導入や、多様な場所での手話による情報保障等と、手話についての正しい知識の啓発が求められる。手話が日本語と同等の言語であることを広め、ろうあ者が家庭・学校・地域社会などあらゆる場で手話が使用でき、手話による豊かな文化のもとで生活できる社会を実現する必要がある。

よって、国及び県においては、手話の重要性を踏まえ、全ての国民を対象とした「手話言語法」について、早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。